

マイナンバーの下4桁の確認および 保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2月から現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)を基本とする仕組みになりますので、以下の①、②についてご協力ををお願いいたします。



① マイナンバーの下4桁をご確認ください

当健保組合に登録されているマイナンバーの下4桁を表示していますので、ご確認をお願いします。



左記の通知書に記載されたマイナンバーの下4桁とお手元のマイナンバー下4桁を照合して、誤りがないかご確認をお願いします。
誤りがあった場合は、お手数ですが以下の連絡先までご連絡ください。

神戸貿易健康保険組合 Tel:078-251-0800



マイナンバーは、
マイナンバーカードの
裏面に記載されています。

※マイナンバーカードを持っていない場合は、通知カードなどで確認することができます。

② 保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください

保険証は、令和7年12月1日まで使用することができますが、マイナ保険証に切り替えることで、ご自身の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。マイナ保険証をお持ちでない場合は、速やかに取得いただきますようお願いします。

なお、従来の保険証と同様、マイナ保険証を持っていれば、原則全ての医療機関等で保険診療を受けることができます。

ただし、「オンライン資格確認等システム」を導入していない医療機関(高齢の医師等の医療機関)を受診するときなど、マイナ保険証が使えない場合に備えて、フローチャートを参考に [マイナポータルの資格情報画面](#) または [資格情報のお知らせ](#) をご用意いただきますようお願いします。

マイナ保険証が使えない場合に備えるためのフローチャート

ステップ1

マイナンバーカードと
スマホを持っている



Yes

【お願い】

マイナポータルの資格情報画面をスマホにダウンロードしてください。

- ▶ ダウンロードするためには、マイナ保険証の利用登録の手続きが必要となります。ダウンロード方法は、裏面を参照してください。

ステップ2

マイナンバーカードは持っている
が、スマホは持っていない



Yes

【お願い】

資格情報のお知らせ(様式の右下を切り取ったもの)をマイナンバーカードと一緒に携帯してください。

- ▶ 切り取った資格情報のお知らせを紛失・棄損した場合は、令和6年12月2日以降に「資格情報のお知らせ交付申請書」をご提出ください。

ステップ3

マイナンバーカードを
持っていない



Yes

【お願い】

マイナンバーカードの取得にご協力をお願いします。

- ▶ マイナ保険証の取得が困難な方については、令和7年12月2日までに資格認証書を交付します。それまでの間は、保険証をご活用ください。



マイナンバーカードを取得すれば、医療機関等の窓口でもマイナ保険証の利用登録手続きができます。

マイナ保険証をお持ちでない場合は、まずマイナンバーカードを取得いただきますようお願いします。



マイナポータルの資格情報画面のダウンロード方法

マイナ保険証とスマートフォンをお持ちの場合は、以下の順にマイナポータルの資格情報画面をダウンロードしてください。

【手順1】通知書に記載されたQRコードを読み取ります。



【手順2】マイナポータルにログインします。

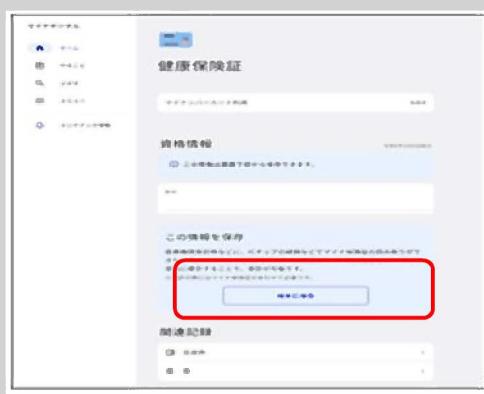


ログイン後トップページの「健康保険証」を選択します。

【手順4】資格情報画面のダウンロード完了。



【手順3】「端末に保存」を選択します。



よくあるご質問

Q1：マイナポータルの資格情報画面または資格情報のお知らせのみで保険診療を受けられるのですか？

A1：マイナポータルの資格画面や資格情報のお知らせだけでは、保険診療を受けられません。オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関に受診する際は、マイナ保険証と一緒に窓口に提示いただきますようお願いします。

Q2：資格情報のお知らせは、必ず携帯しなければならないのですか？

A2：マイナポータルの資格情報画面をダウンロードした場合は、資格情報のお知らせを携帯する必要はありません。
マイナポータルの資格情報画面をダウンロードしたスマホは必要です。

Q3：保険証の廃止後、保険給付の請求に必要な記号・番号はどのように確認するのですか？

A3：保険給付の請求時に必要な記号・番号は、マイナポータルの資格情報画面や資格情報のお知らせで確認することができます。

Q4：資格情報のお知らせを紛失した場合、どうするのですか？

A4：マイナポータルの資格情報画面を確認できる場合、再交付の手続きは不要です。
なお、マイナポータルの資格情報画面を確認できない場合は、資格情報のお知らせ交付申請書で再交付の手続きをしてください。

Q5：氏名変更や資格の変更・異動があった場合、資格情報のお知らせは再交付されるのですか？

A5：マイナポータルで資格情報画面を確認できる場合は、資格情報のお知らせは、原則再交付いたしません。
ただし、マイナポータルにログインできない場合は、Q4の方法により再交付申請ください。

△ご注意ください！

(令和6年6月時点)

今年12月2日から 現行の保険証は 発行されなくなります

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

とっても
カンタン！

医療機関等を受診の際は
マイナンバーカード
をご利用ください



受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



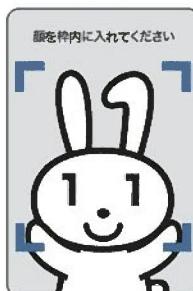
カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として登録
できます！



本人確認

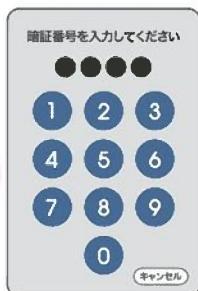
顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



or

暗証番号



同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手帳以外の診療・お薬情報
を当機関に提供することに同意します。
この情報はあなたの診療や健診管理
のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健診情報を当機関に提供す
ることに同意します。
この情報はあなたの診療や健診管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

同意する



受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！



マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

STEP2.

マイナンバーカードを保険証として登録

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードを使うメリット

① 医療費を節約できる

現行の保険証よりも、皆さまの保険料で貯われている医療費を医療機関・薬局で20円(医療機関の再診では10円)、節約でき、自己負担も低くなります。

② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を 超える支払が免除されます。

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。



マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く)
平 日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

マイナンバーカード
の保険証利用につい
てもっと知りたい方
はこちら



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare